

保 険 募 集 指 針

島根益田信用組合

当組合は、本指針に基づき、適切な保険募集に努めて参ります。

1. 当組合が募集を行う保険商品について

- (1) 当組合は、当組合が募集する保険商品の引受保険会社名をお客様に明示いたします。
- (2) 当組合は、当組合が取扱う保険商品について、お客さまが自主的に商品をお選びいただけるように、情報をご提供いたします。
- (3) 当組合は、保険契約を引き受け、保険金等をお支払するのは保険会社であること、引受保険会社が破綻した場合等、保険契約に関するリスクについて、お客さまに適切な説明を行います。

2. 保険募集に関する当組合の責任について

- (1) 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
- (2) 当組合は、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えた場合には、募集代理店として販売責任を負います。

3. お客さまからの苦情・相談等について

- (1) 当組合は、ご契約いただいた保険契約の内容や、保険金等のお支払を含む各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務に対して、適切に対応いたします。
なお、ご相談いただく内容によりましては、当該保険契約の引受保険会社所定の連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただく場合がございます。

【お問い合わせ窓口】

島根益田信用組合 総務部

TEL : 0856-22-3030

FAX : 0856-23-6250

<受付時間：当組合営業日の午前9時～午後3時>

- (2) 当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。
また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

以上